

令和4年度
総 合 教 育 会 議

日時 令和4年12月26日（月）

午後3時00分から

場所 和水町役場本庁 3階大会議室

次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 協議・調整事項

（1）小中学校の現状と課題について

（2）教育環境について

（3）地域クラブ活動への移行について

5 その他

6 閉 会

和水町総合教育会議 名簿

【委員】

団体名	職名	氏名	備考
和水町	町長	石原 佳幸	
和水町教育委員会	教育長	米田 加奈美	
〃	教育長職務代理者	坂本 浩暉	
〃	教育委員	陶山 三千也	
〃	教育委員	藤井山 京子	
〃	教育委員	松村 ともみ	

【事務局】

所属	職名	氏名	備考
総務課	課長	石原 康司	
	参事	倉掛 祐二	
	主事	藤金 由愛	
教育委員会 学校教育課	課長	下津 隆晴	
	係長	永田 雅裕	
	係長	北原 文	
社会教育課	課長	池上 圭造	
	課長補佐	益永 浩仁	
	課長補佐	鍋島 忠隆	

○和水町総合教育会議設置要綱

平成27年10月1日

告示第90号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、町長及び教育委員会が相互の連携を図りつつ教育行政を推進していくため、和水町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び協議事項に関する事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定及び変更に関する協議
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- (4) 前3号に掲げる協議に関する町長と教育委員会との事務の調整
- (5) その他会議が必要と認める事項の協議

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとき

は、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成する。

2 議事録は、前条ただし書により非公開とした部分を除き、公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、会議構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、大綱の策定等必要な事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○和水町総合教育会議傍聴要綱

平成27年12月24日

告示第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、和水町総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、20人の先着順とする。ただし、会議の開催場所(以下「会場」という。)の都合により定員を変更することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって会議が認めるものは、会議を傍聴することができるものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、和水町総合教育会議傍聴希望者受付名簿(別記様式)に自己の氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(録音、録画及び写真撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議の会場において、録音、録画、写真撮影等をしてはならない。ただし、会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、町長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。